

広島県告示第百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年三月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止年月日
医療法人里仁会	三原市皆実三丁目三番二八号	興生総合病院居宅介護支援事業所	三原市皆実三丁目三番二八号	平成二十二年九月三〇日
林 克宏	尾道市因島土生町二〇〇九番地七	林歯科医院	尾道市因島土生町二〇〇九番地七	平成二十二年二月三十一日
東広島市	東広島市西条栄町八番二九号	東広島市西条地域包括支援センター	東広島市西条町土与丸一〇八番地	平成二十二年三月三十一日